

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月5日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月9日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車による物損事故の損害賠償請求額決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年7月4日（火）10時50分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市志戸崎347番地先（船溜前市道）
- 3 相手方 (住所) ██████████
(氏名) ██████████
- 4 事故の概要 駐車後に後部座席のドアを開けたところ、対向車のドアミラーと接触した為、相手方のミラー部分を破損させた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額（修理費用） 38,664円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。